

香川大学大学院創発科学研究科学学位授与審査に関する申合せ

令和6年4月1日

(趣旨)

第1 この申合せは、香川大学大学院創発科学研究科学学位授与審査細則（令和4年4月1日施行）（以下「細則」という。）に基づき博士後期課程の学位授与審査に必要な事項を定める。

(学位論文)

第2 学位論文は、日本語又は英語で記述するものとする。

(主論文)

第3 社会創発プログラムにおける細則第14条第1項第4号に規定する主論文は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 原則として、主論文（学位論文の基礎となる論文）の中には、学会誌又はこれに準ずる権威ある学術雑誌等に掲載された査読付きの学術論文が1報以上、または、これに準ずる業績があることを必要とする。共著論文については、申請者が筆頭著者であることを必要とする（なお、共著者が過去において、大学評価・学位授与機構又はいずれの大学に対しても学位論文として申請していないもの及び将来においても使用しないものに限り含むことができる）。
- (2) (1)は、博士後期課程在学中の研究成果に基づく学術論文であることを必要とする。
- (3) 主論文は、公刊済みのもの又は公刊予定のものとする。公刊予定のものを提出する場合は、公刊することを予約した掲載承諾書（写）又は印刷契約書（写）を添付するものとする。なお、公刊され次第、速やかに香川大学大学院創発科学研究科長へ提出しなければならない。併せて、共著のものについては、共著者の承諾書（要項「別紙様式第9」）を共著者につき各1部提出するものとする。また、日本語又は英語以外で記述している場合は、日本語又は英語の訳文（全文）を添付するものとする。
- (4) 上記のほか、分野特性に応じた追加の要件を系領域毎に定める場合がある。

第4 先端工学デザインプログラム及びレジリエント社会共創プログラムにおける細則第14条第1項第4号に規定する主論文は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 原則として、主論文（学位論文の基礎となる論文）中には、学術論文（学会誌又はこれに準ずる権威ある学術雑誌等に掲載された論文。共著論文については、共著者が過去において、大学評価・学位授与機構又はいずれの大学に対しても学位論文として申請していないもの及び将来においても使用しないものに限り含むことができる。）が修士課程又は博士前期課程在学中を含めて2報以上あることを必要とする。
なお、社会人学生は、博士後期課程入学前の研究業績である学術論文（博士学位論

文に関連した)も2報のうち1報として主論文に含めることができる。

- (2) (1)の主論文のうち、少なくとも1報は、博士後期課程在学中の研究成果に基づく学術論文(プロシーディングスは除く。)であることを必要とする。
- (3) 国際学会が主催する学術集会のプロシーディングス(他の学術論文と内容上の重複がなく、学術論文に準じる形式で作成されているものに限る。)については、1報のみを(1)に規定する「学術論文」に該当するものとみなすことができる。
- (4) (1)の主論文のうち、少なくとも1報は、申請者が筆頭著者(単著を含む。)であることを必要とする。
- (5) 主論文は、公刊済みのもの又は公刊予定のものとする。公刊予定のものを提出する場合は、公刊することを予約した掲載承諾書(写)又は印刷契約書(写)を添付するものとする。なお、公刊され次第、速やかに香川大学大学院創発科学研究科長へ提出しなければならない。併せて、共著のものについては、共著者の承諾書(要項「別紙様式第9」)を共著者につき各1部提出するものとする。また、日本語又は英語以外で記述している場合は、日本語又は英語の訳文(全文)を添付するものとする。

(学位授与の時期)

第5 学長が、学位(博士)を授与すべきと認めた者に対する学位授与の時期は、原則として次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 標準修業年限内に合格した者(第2号及び第3号に規定する者を除く。)
第3年次末の定められた日
- (2) 香川大学大学院学則第44条第3項ただし書及び第5項ただし書の規定により合格した者
第1年次末の定められた日。ただし、第2年次末又は第3年次で合格した者については合格した日
- (3) 香川大学院学則第44条第4項ただし書の規定により合格した者
第2年次末の定められた日。ただし、第3年次で合格した者については合格した日
- (4) その他の者
合格した日

(雑則)

第6 この申合せに定めるもののほか、学位審査に関し必要な事項は、別に定める。

付記

この申合せは、令和6年4月1日から施行する。

付記

この申合せは、令和8年4月1日から施行する。